

進学支援寄付金給付委員会規程

社会福祉法人ファミリーケアサービス
横手市立県南愛児園「ドリームハウス」

進学支援寄付金給付委員会規程

2019年3月31日制定

【目的】

第1条 この規程は、横手市立県南愛児園「ドリームハウス」進学支援寄付金給付規程（以下「規程」という。）第3条に基づき、進学支援寄付金給付委員会（以下「委員会」という。）を置き、給付の決定と適切な給付業務を行うため、委員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

【委員会の構成】

第2条 委員会は、園長1名、出納員1名、基幹的職員1名、家庭支援専門相談員1名、外部委員2名の合計6名の委員で構成するものとする。

【委員長】

第3条 委員長は、園長を持って充てる。

【外部委員】

第4条 客観性を確保し、適正な対応を図るため外部委員を置く。

- 2 外部委員は、社会福祉に造詣が深く、社会的に信頼を受けている者を選任し、園長が委嘱する。
- 3 外部委員の任期は2年とし、特に改選手続きが行われない場合は再任されるものとする。

【委員会の開催】

第5条 委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 毎年度6月に前年度の寄付金の収支報告と実施報告を行う。
- (2) 申請を受け、11月に給付の審査及び申請者とその担当職員の面接を行う。
- (3) その他、必要と認められる場合

【委員会の職務】

第6条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 申請者の書類審査及び面接
- (2) 給付及び給付額の決定と結果の通知
- (3) 給付金の管理・給付状況の確認

- (4) 申請者の就学状況、生活状況の把握と指導
- (5) 寄付者への収支報告と実施報告及び広報誌、HP等への掲載等の広報活動

【規程の改正】

第7条 この規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

附則

【施行期日】

この規程は、2019年4月1日より施行する。